

石川県公報

令和3年10月4日(月曜日)

号 外

(第67号)

目 次

- 規 則
○石川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則
(兼事務衛生課) 1

規 則

石川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。
令和三年十月四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

石川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県動物の愛護及び管理に関する条例(令和三年石川県条例第三十四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(犬の飼養又は保管に係る表示)

第二条 条例第十三条第一号の規定による表示は、他人の見やすい箇所に別記様式第一号を表示することにより行うものとする。

(多頭飼養の届出)

第三条 条例第十六条第一項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 獣医療法(平成四年法律第四十六号)第二条第二項に規定する診療施設において診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する獣医師
- 1 身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)第三条第一項に規定する訓練事業者
- 2 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)第十条の五第三項各号に掲げる場合において犬又は猫を飼養し、又は保管する者
- 2 条例第十六条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 1 その犬又は猫の雌雄の別
 - 1 飼養施設の周辺的生活環境を保全する方法
- 4 条例第十六条第二項の規則で定める書類は、飼養施設の平面図及び付近の見取図とする。

(変更等の届出)

第四条 条例第十七条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 1 飼養数の減少
- 1 飼養数の三十パーセント未満の増加
- 2 不妊又は去勢の措置が実施された犬又は猫の数の減少又は増加
- 2 条例第十七条の規定による届出は、別記様式第三号によるものとする。

(事故発生時の届出)

第五条 条例第十九条第一項の規定による届出は、別記様式第四号によるものとする。

- 2 条例第十九条第二項の規定による届出は、別記様式第五号によるものとする。

(身分証票)

第六条 条例第二十一条第三項及び第二十六条第二項の身分を証明する証票は、別記様式第六号によるものとする。

2 条例第二十一条第四項において準用する同条第三項の身分を証明する証票は、別記様式第七号によるものとする。

(捕獲の委託)

第七条 条例第二十一条第四項の規定による委託は、動物の愛護を目的とする団体その他の者であつて犬の捕獲を適確に実施する能力を有するものに行うものとする。

(収容した動物の公示)

第八条 条例第二十二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、その動物を収容し、又は引き取った場所を管轄する保健所の掲示場への二日間の掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(薬物による犬の捕獲等)

第九条 条例第二十四条第一項の規定による薬物による捕獲又は薬殺は、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りの餌を置くことにより行うものとする。

2 薬物入りの餌を置く場合には、薬物入りの餌ごとにその旨を表示した紙片等を添えるものとする。

3 知事は、その職員に、薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、捕獲又は薬殺の時間が経過する前に当該薬物入りの餌を回収させるものとする。

4 条例第二十四条第一項の規定による住民に対する周知は、薬物による捕獲又は薬殺を行う区域、日時及び第一項に規定する薬物による捕獲又は薬殺の方法について、次に掲げるところにより行うものとする。

一 捕獲又は薬殺を行う区域内及びその周辺に居住する犬の飼い主に対して捕獲又は薬殺の開始の日の二日前までに文書で通知すること。

二 捕獲又は薬殺を行う区域内及びその周辺で公衆の見やすい場所に捕獲又は薬殺の開始の日の二日前から捕獲又は薬殺の終了の日まで掲示すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(犬の危害防止条例施行規則の廃止)

2 犬の危害防止条例施行規則(昭和四十二年石川県規則第五十五号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 旧規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(石川県証紙条例施行規則の一部改正)

4 石川県証紙条例施行規則(昭和二十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別記様式第1号(第2条関係)



外枠及び字色
白
色
深
緑
色
又
は
黒
色
地
色

別記様式第 2 号 (第 3 条関係)

犬又は猫の多頭飼養届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

石川県動物の愛護及び管理に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 養 施 設 の 所 在 地			
飼 養 数	犬	頭	オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
	猫	頭	オス 頭 (頭)、メス 頭 (頭)
	合計	頭	
飼 養 又 は 保 管 の 方 法	施 設 の 規 模	犬	<input type="checkbox"/> 屋内 (延べ床面積 m ²) <input type="checkbox"/> 屋外 (敷地面積 m ²)
		猫	<input type="checkbox"/> 屋内 (延べ床面積 m ²) <input type="checkbox"/> その他 ()
	施 設 の 構 造	犬	
		猫	
	雌 雄 の 分 離	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	ふん尿等の 処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物として処理 <input type="checkbox"/> 業者に委託 <input type="checkbox"/> その他 ()	
動 物 死 体 の 処 理 方 法	<input type="checkbox"/> 一般廃棄物として処理 <input type="checkbox"/> 業者に委託 <input type="checkbox"/> その他 ()		
周 辺 の 生 活 環 境 を 保 全 す る 方 法			

備考

- 「飼養数」欄の () 内は、不妊去勢措置実施済の犬又は猫の数を再掲すること。
- 「飼養又は保管の方法」欄は、該当する の中にレ印を記入し、「その他」に該当する場合は、() 内に具体的内容を記入すること。
- 「周辺の生活環境を保全する方法」欄は、鳴き声、臭気、毛の飛散等を防止し、及び軽減させるための措置の具体的内容を記入すること。
- 飼養施設の平面図及び付近の見取図を添付すること。

別記様式第3号(第4条関係)

犬又は猫の多頭飼養変更(廃止)届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

犬又は猫の多頭飼養について変更(廃止)したので、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

多頭飼養届出年月日	
飼養施設の所在地	
変更(廃止)年月日	
変 更 事 項	<input type="checkbox"/> 届出者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) <input type="checkbox"/> 飼養数 <input type="checkbox"/> 施設の規模 <input type="checkbox"/> 施設の構造 <input type="checkbox"/> 雌雄の分離 <input type="checkbox"/> ふん尿等の処理方法 <input type="checkbox"/> 動物死体の処理方法 <input type="checkbox"/> 周辺の生活環境を保全する方法
変更内容	変更前
	変更後

備考

- 「変更事項」欄は、該当する□の中にレ印を記入すること。
- 廃止の届出にあつては、「変更事項」欄は、記入しないこと。
- 飼養施設の変更を伴う場合は、飼養施設の平面図を添付すること。

別記様式第 4 号 (第 5 条関係)

特定動物による事故発生届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

特定動物が人の生命又は身体に害を加えたので、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

特 定 動 物	種 類		年 齢	歳 カ月
	性 別		体 格	大 ・ 中 ・ 小
	識別措置の 種 類 (番号等)		特 徴	
	過去における事故の有無			有 (回) ・ 無
特定動物の飼養 又は保管の許可	許可年月日		許可番号	
事 故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日 時		
	発 生 場 所			
	原 因			
	概 要			
被 害 者	住 所			
	氏 名		電話番号	
講じた措置の 内 容				

別記様式第5号(第5条関係)

飼い犬こう傷届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

飼い犬が人をかんだので、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

飼 い 犬	種 類		年 齢		毛 色		性 別	
	犬 の 名		体 格	大・中・小	特 徴			
	過去におけるこう傷事故の有無				有 (回) ・ 無			
狂 犬 病 予 防 措 置	鑑札の年度及び番号	年度 第 号	最終予防注射 年 月 日	年 月 日	注射済 票番号	第 号		
事 故 の 状 況	発 生 日 時	年 月 日 時		発 生 場 所				
	かんだ動機			かんだ部位				
	こう傷の 程 度			係留の有無		有 ・ 無		
	そ の 他 参 考 事 項							
被 害 者	住 所							
	氏 名				電 話 番 号			
獣医師による 犬の診断の 状 況	診 断 (予 定) の 年 月 日	年 月 日		獣医師の 住所及び 氏 名				
講じた措置の 内 容								

備考 「獣医師による犬の診断」とは、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第19条第2項の規定による診断をいう。

別記様式第 6 号 (第 6 条関係)

表 面

<div data-bbox="233 400 652 672" style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div data-bbox="389 521 493 553" style="text-align: center;">写 真</div> </div>	<div data-bbox="1228 349 1410 383" style="text-align: right;">第 号</div> <div data-bbox="686 412 788 443">所 属</div> <div data-bbox="686 481 788 512">職 名</div> <div data-bbox="686 551 788 582">氏 名</div> <div data-bbox="686 620 788 651">生年月日</div>
<div data-bbox="309 730 1303 763">石川県動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条第 3 項及び第 26 条第 2 項の規定による証票</div> <div data-bbox="724 851 896 882" style="text-align: center;">年 月 日</div> <div data-bbox="1056 851 1187 882" style="text-align: right;">石川県知事</div> <div data-bbox="1353 851 1385 882" style="text-align: right;">印</div>	

裏 面

この証票を携帯する者は、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条第 2 項の規定により捕獲をする職員及び同条例第 26 条第 1 項の規定により立入検査をする職員である。

石川県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋

(係留をされていない犬の収容)

第 21 条 知事は、係留をされていない犬 (第 14 条各号に該当する場合のものを除く。) があると認めるときは、これを収容することができる。

2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その職員に当該犬を捕獲させるものとする。

3 前項の規定により捕獲をする職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

(立入検査)

第 26 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、動物の飼養施設その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設若しくは書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記様式第7号(第6条関係)

表 面

写 真	受託者名 従事者 氏 名 生年月日
第 号	
石川県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第4項において準用する同条第3項の規定による証票	
年 月 日	
石川県知事 印	

裏 面

この証票を携帯する者は、石川県動物の愛護及び管理に関する条例第21条第4項において準用する同条第2項の規定により捕獲をする者である。

石川県動物の愛護及び管理に関する条例抜粋

(係留をされていない犬の収容)

第21条 知事は、係留をされていない犬(第14条各号に該当する場合のものを除く。)があると認めるときは、これを収容することができる。

2 知事は、前項の規定による収容を行うため、その職員に当該犬を捕獲させるものとする。

3 前項の規定により捕獲をする職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定にかかわらず、知事は、規則で定めるところにより、動物の愛護を目的とする団体その他の者に当該犬の捕獲を委託することができる。この場合において、前項の規定は、当該委託を受けた者について準用する。